



#### 歯科麻酔専門医制度細則第11条に定められた「特定の理由」

(1)国内外の研究留学: 日本での所属施設長(歯科麻酔学指導施設所属の場合は歯科麻酔指導医)の証明書または留学先責任者の証明書。  
(2)病気療養: 医師の診断書

(3)妊娠: 医師の診断書

(4)出産・育児: 出産証明書、診断書、母子健康手帳のいずれか1

(5)介護: 医師の診断書

(6)害被災・事故: 証明できるもの

(7)理職就任: 人事異動通知書等

(8)公的機関への出向: 人事異動通知書等

#### \* 公的機関の例

・国立研究機関(独立行政法人 医薬品医療機器総合機構(PMDA)、日本医療研究開発機構(AMED)、国立感染症研究所等)

・行政機関

・国連、国際機関等

・教育機関(医療、福祉、保健、教育)、福祉療育施設